

**固定資産税 冷蔵倉庫の
評価方法が変わります**

固定資産評価基準の改正により、次の①～③のすべてに当てはまる冷蔵倉庫は、平成 24 年度分の固定資産税課税分から、一般の倉庫に比べ評価額が早く減少する計算が適用されます。所有している人はご連絡ください。

- ①非木造である（鉄筋コンクリート造・鉄骨造など）
- ②倉庫内温度を常に 10 度以下に保つことができる
- ③倉庫そのものに冷蔵機能を備えている

詳しくはお問い合わせください。
 税務課 ☎ 63-1346

**国税庁のホームページでは
確定申告書等作成コーナーを
提供しています**

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、簡単に確定申告書などを作成することができます。作成した申告書などは、申告会場に出向かなくても、印刷して税務署へ郵送などで提出することができます。

また、電子申告用データを作成すれば、電子申告（e-TAX）で申告などを行うことができます（贈与税は除く）。

なお、e-TAX を利用して所得税の申告を行うと、

- ①所得税の額から 5,000 円を控除（平成 19～22 年度分のうち 1 回限り適用）
- ②医療費の領収書や源泉徴収票などの記載内容を入力で送信できる
- ③還付申告の早期処理が可能
などの利点があります。詳しくは e-TAX ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
 e-TAX ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
 玉名税務署 ☎ 72-2125（自動音声案内）

申告をお忘れなく！

前 年度中の所得金額や所得控除額などの事項に基づき、税を算出する基礎となります。準備はお早めに。忘れず申告を済ませてください。

- 申告期間** 2月16日（水）～3月15日（火）
- 申告書と収支内訳書の配布場所** 税務課、メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、中央公民館、観光物産館、市民サービスセンター

申告が必要な人

平成 23 年 1 月 1 日現在、荒尾市に住んでいた人で、次のいずれかにあてはまる人

- ① 営業・農業・不動産の収入があった人
- ② 配当・譲渡（株式や土地の売買）の所得があった人
- ③ 22 年中に途中で退職した人、年末調整をしていない人、控除もれがある人
- ④ 給与所得者で 2 カ所以上から給与を受け、年末調整をしていない人
- ⑤ 年末調整が済んでいる給与所得者で、給与以外の所得があった人（給与以外の所得が 20 万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）
- ⑥ 公的年金受給者で 22 年度市県民税が課税された人
年金以外の収入があった人
- ⑦ 医療費控除を受けようとする人
- ⑧ 住宅をローンで新築・購入または増改築した人
- ⑨ 22 年中に収入はなかったが、次の人で課税に関する証明書が必要な人
 ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減認定を受ける人
 ・国民年金保険料の免除を受ける人
 ・公営住宅の入居・保育所の入所・児童手当・児童扶養手当などの各種手続きをする人

●次のいずれかにあてはまる人は、申告は不要です。

- ① 確定申告書を税務署へ提出する人
- ② 給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から市役所へ給与支払い報告書が提出されている人
- ③ 平成 23 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金受給者で、公的年金以外に収入がなく、その収入金額が 151 万 5 千円以下の人

平成 23 年 申告相談の日程表(左)

- 受付会場** 市役所 11 号会議室（北側別棟 1 階）
- 受付時間** 午前 8 時 30 分～11 時、午後 1 時～4 時
- 混雑が予想されます** 時間に余裕を持って来場してください。また、混雑緩和のため、できる限り右の表の日程で来場してください。
- 来場者が多数の場合** 午前中の受付を、午前 11 時より前に締め切る場合もあります。

申告に必要なもの

- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 給与や公的年金の源泉徴収票（原本）など
- 事業所得がある人は、収支内訳書または帳簿や決算書など収支内容を確認できるもの
- 本人の口座番号がわかるもの（通帳など）※還付申告の場合
- 社会保険料の払込証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療機関の領収書や支払い証明書など
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳
- 国民年金保険料の控除を受ける人は国民年金保険料控除証明書
- ※医療費控除を受ける人は、医療機関の領収書の合計額を、医療を受けた人ごとに計算して持参してください。また、高額療養費や生命保険などからの補てん金があった場合は、その金額が分かるものを持参してください。

月	日	曜	受付行政区	
2	16	水	打越、宮内、宮内出目東・西 東屋形 1・2・3・4 丁目 (混雑が予想されます)	2/23(水)、3/2(水)、3/9(水)は午後6時まで受け付けます。仕事などで昼間来場できない人はご利用ください。
	17	木	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路	
	18	金	東宮内、住吉町、大平町 1・2・3 丁目、大島下、日の出町、昭和町	
	21	月	朝日、境崎東・中・西、万田西 四ツ山町 1・2・3 丁目	
	22	火	西原町 1・2・3 丁目、大島町 3・4 丁目 大正町 1・2 丁目、妙見、松葉	
	23	水	甲根、原、万田東・中、原万田社宅、深瀬 倉掛、厩舎団地 ★受付時間延長	
	24	木	倉懸東・中・西、朝日ヶ丘、深瀬ヶ丘 古庄原、辻町、中央東・西	
	25	金	大和、新生、一紡	
	28	月	新生西、新大和、荒尾大谷	
3	1	火	向陽台、大東、中央北、青葉	
	2	水	緑ヶ丘 1・2・3・4・5 丁目、平井大谷 開、みどり ★受付時間延長	
	3	木	岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村 小路、平井城、陣屋敷、宿	
	4	金	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸	
	7	月	府本上・下、樺上・下、金山上・下 上赤田、下赤田	
	8	火	菰屋南・北、野原南・北、今寺 川登、井川口、川後田	
	9	水	蔵満、有明城、中一部、向一部 桜山町 2 丁目 ★受付時間延長	
10	木	揚増永、中増永、南増永、北増永 猫宮、海下、山浦、新岡		
11	金	牛水上・中・下、水島、小野、高浜		
14	月	八幡台 1・2・3・4 丁目		
15	火	桜山町 1・3・4 丁目 (混雑が予想されます)		